

# 災害発生時等の対応について

市内の保育所等では、台風や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容について日頃から留意していただき、緊急時には速やかな行動がとれますよう、ご理解とご協力をお願いします。

雲南市子ども政策局子ども政策局長  
令和3年8月

## 園が所在する場所に

### 雲南市等から避難情報が発令されたとき

<b>登園前</b> 午前6時時点で発令 中又は午前6時から 開園時刻までの間に 発令	<b>警戒レベル5</b> 緊急安全確保 <b>警戒レベル4</b> 避難指示	<b>臨時休園</b> します 午前10時までに避難情 報が解除され、安全が確認 できれば再開します。
<b>登園後</b>	<b>警戒レベル5</b> 緊急安全確保 <b>警戒レベル4</b> 避難指示	<b>保育を中止</b> します 安全を確保しつつ、園また は避難場所へお迎えをお 願います。

警戒レベル3（高齢者等避難）の段階でも、今後警戒レベル4（避難指示）にあてはまる可能性が高いと判断したときには臨時休園を行うことがあります。

1号児の休園にあたっては、上記の他に、小学校が臨時休校を決定した場合も臨時休園とします。

### 市内で震度5強以上の地震が発生したとき

<b>登園前</b>	<b>臨時休園</b> します。ただし、安全が確認できれば再開します。 ○園へお問い合わせください。
<b>登園後</b>	安全を確保できない場合は <b>保育を中止</b> します。 ○安全を確保しつつ、園または避難場所へお迎えをお願いします。

## 園の避難場所

入園施設へご確認ください。